

船舶部門日本産業規格（JIS F）原案の作業計画

（既存 JIS F 規格の改正原案 8 件）

2026/04

一般財団法人 日本船舶技術研究協会

既存 JIS F 規格の改正原案作成作業への着手 1

【2023 年度第 1 回 標準部会（第 38 回）で作業計画が承認（2023 年 9 月 28 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 8062 船用電気設備－第 201 部－システム設計－一般

2. 規格概要

この規格は、船舶に用いる電気設備の配電システム、電源、接地などのシステム設計に関する主要な安全性要求事項などについて規定している。

3. 改正の目的と期待・効果

最新の対応国際規格である IEC 60092-201:2019 の規定と整合化を図ることを目的とする。これによって、当該規格の規定内容が普及した際には船用電気設備の設計・製造の合理化、品質の向上に寄与することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 安全性 5 システム設計
6 配電システム 7 システム接地 8 電源 9 配電システムに関する要求事項
10 ケーブル

5. 対応国際規格との整合性

IEC 60092-201:2019（IDT:一致）

6. 担当分科会

電気設備分科会

7. 原案作成期間（予定）

2023年9月28日～

既存 JIS F 規格の改正原案作成作業への着手 2

【2024 年度第 2 回 標準部会（第 42 回）で作業計画が承認（2024 年 12 月 26 日）】

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 2026:1980 水平ローラ付フェアリーダ

2. 規格概要

この規格は、係留などのロープガイドに用いる水平ローラ付きフェアリーダについて規定している。

3. 改正の目的と期待・効果

【必要性】

この規格は、係留などのロープガイドに用いる水平ローラ付きフェアリーダについて規定したもので、水平ローラ付フェアリーダの設計、製造、及び取引の合理化を図ることを目的として制定された。

その後、国際単位系（SI）の導入による表記の変更、ローラ径の大きなものの追加等に伴い改正を重ねている。

前回の改正から 40 年以上が経過し、船舶の大型化に伴い、係留ロープにかかる荷重は大きくなっている一方で、甲板上でのスペースは相対的に狭くなっている。このため、従来の呼び径で、より高強度なフェアリーダの要件を追加するとともに、IMO Circular MSC/Circ.1175 で指定されている定格荷重（SWL）を適用する他、併せて最新の JIS 規格票の様式に改めるため、改正の必要がある。

【期待効果】

この改正によって、水平ローラ付きフェアリーダの市場の実態に即した規格とすることになり、水平ローラ付フェアリーダの設計、製造、及び取引の合理化、品質向上に資することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 種類 5 材料
6 構造、形状及び寸法 7 表示 8 品質 9 検査 10 製品の呼び方

5. 対応国際規格との整合性

対応国際規格無し。

6. 担当分科会

甲板機械及びぎ装分科会

7. 原案作成期間（予定）

2024年度第2回標準部会（第42回）書面審議承認後 ～ 次々回標準部会開催まで（2025年9月又は10月）

【2024 年度第 3 回 標準部会（第 43 回）で作業計画が承認（2025 年 2 月 27 日）】

【2025 年度第 2 回 標準部会（第 45 回）で作業計画が承認（2026 年 2 月 27 日）】

産業標準化法に基づく、国土交通省への申し出準備中

1. 名称

JIS F 0081 : 202X 舟艇—主要データ

2. 規格概要

この規格は、船体の長さ L_H が 24 m 未満の舟艇に適用され、舟艇の主要寸法及びそれに関するデータ、質量の規定及び搭載状態の統一した定義について規定する。

3. 改正の目的と期待・効果

【目的】

この規格は、ISO/TC 188（スモールクラフト専門委員会）関連の国際規格で使用される用語、記号、略語、計測方法などの基礎となっている、船体の長さ L_H が 24 m 未満の舟艇に適用され、舟艇の主要寸法及びそれに関するデータ、質量の規定及び搭載状態の統一した定義について定めた、国際規格 ISO 8666 を基礎として、舟艇の設計、製造の合理化、国際的な取引の円滑化、及び品質の向上を図ることを目的として制定された。対応国際規格の最新版である 2020 年版では、引用規格（箇条 2）に掲載されていた規格が無くなった他、引用規格の削除及び実際の運航状況を考慮して、用語及び定義（箇条 3）、記号、名称及び単位（箇条 4）、測定（箇条 5）、質量（箇条 6）、搭載状態（箇条 7）、許容値（箇条 8）の要件の一部変更及び追加等に関する改訂が行われた。最新の対応国際規格との整合化を図るために、この規格の改正が必要である。

【期待・効果】

ISO/TC 188（スモールクラフト専門委員会）関連の国際規格で使用される用語、記号、略語、計測方法などの基礎となっている、国際規格 ISO 8666 の最新版を基礎として改正することにより、舟艇の設計、製造の合理化、舟艇の国際的な取引の円滑化、及び品質の向上を図ることに寄与できる。

4. 改正する箇所と要点

主な改正点は、次のとおりである。

- **引用規格（箇条 2）** 引用規格を全て削除した。規格内容全般の拡充及び明確化を行い、他規格を引用することなく、この規格だけで対応できるようにした。
- **用語及び定義（箇条 3）** 引用規格の削除及び実際の運航状況を考慮した、規格内容全般の拡充及び明確化に伴い、3.9～3.15 の用語を新たに追加した。
- **記号、名称及び単位（箇条 4）** 引用規格の削除及び実際の運航状況を考慮した、規格内容全般の拡充及び明確化に伴い、従来の記号及び名称を一部変更したほか、新しい記号を追加した。
- **測定（箇条 5）** 引用規格の削除及び実際の運航状況を考慮した、規格内容全般の拡充及び明確化に伴い、水線部の最大ビーム B_{WLmax} (5.3.5)、船体中心間のビーム B_{CB} (5.3.6)、セールの標準面積 A'_s (5.5.3)、風圧面積 A_{IV} (5.5.4) を追加したほか、5.5.3 及び 5.5.4 の追加に伴い、旧規格の帆の投影面積 A_s (5.5.2) の名称をセールの基準面積 A_s (5.5.2) に変更し、記載も修正した。
- **外部装備品（6.3.1.7 及び 6.5.2.4）** 舟艇のセーリング設備に関する記載を追加した。
- **質量（箇条 6）** 引用規格の削除及び実際の運航状況を考慮した、規格内容全般の拡充及び明確化に伴い、最大搭載量 m_{ML} (6.6) について他規格の引用による規定をやめ、軽荷状態に加えて、舟艇が搭載するように設計されている搭載物の詳細を記載した。
- **搭載状態（箇条 7）** 引用規格の削除及び実際の運航状況を考慮した、規格内容全般の拡充及び明確化に伴い、空荷状態 (7.4)、軽荷状態 (7.5)、最小運航状態 (7.6)、満載入港状態 (7.7) 及び最大搭載状態 (7.8) を追加した。
- **許容値（箇条 8）** 公表データ (8.1) に“表 2 に示す許容値は、舟艇の評価、及び／又は認証に使用される技術文書のデータには適用しない”の記載が追加され、表 2 に示す許容値の適用外を明確化した。また、参照長さ (8.3) が追加され、船体の長さの意味を明確化した。
- 引用規格の削除に伴い、この規格では、旧規格が定めていたオーナー用マニュアル（旧規格の 9.）を削除した。また、参考文献を追加し、旧規格の引用規格の一つである、ISO 12217 (all parts) を記載した。ISO 12217 (all parts) は最大搭載量 m_{ML} (6.6) の注記に記載した。

5. 対応国際規格との整合性

ISO 8666 : 2020 (一致 : IDT)

6. 担当分科会

舟艇分科会

7. 意図公告期間

2026年1月23日～2月20日

8. 意図公告の結果

意見なし

9. 委員会開催状況

| 開催年月日 | 委員会区分 | 委員出席者数 (名) |
|-------------|------------------------|---------------|
| 2025年2月27日 | 2024年度第3回 標準部会 (第43回) | 14名/17名 |
| 2025年5月23日 | 2025年度第1回 舟艇分科会 (第31回) | 9名/13名 |
| 2025年8月29日 | 2025年度第2回 舟艇分科会 (第32回) | 10名/13名 |
| 2025年9月26日 | 2025年度第3回 舟艇分科会 (第33回) | 9名/13名 |
| 2025年10月31日 | 2025年度第4回 舟艇分科会 (第34回) | 11名/13名 |
| 2026年1月30日 | 2025年度第5回 舟艇分科会 (第35回) | 9名/13名 |
| 2026年2月27日 | 2025年度第2回 標準部会 (第45回) | /17名 |

10. 原案作成期間

2025年2月27日～2026年2月27日

JIS F 改正規格原案作成作業への着手（案）その4

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 3651 造船上向き作業用アシストスーツ（追補：部分改正）

2. 規格概要

この規格は、造船上向き作業用アシストスーツについて規定する。

3. 改正の目的と期待・効果

【目的】

2026年1月20日付でこの規格で引用していた JIS C 0920:2003（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））が廃止され、JIS C 60529:2026（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））が制定された。

この規格での引用を JIS C 0920:2003 から、JIS C 60529:2026 に変更する必要がある。

【期待・効果】

追補の発行により、この規格が最新且つ適切な規格を引用することが出来るようになることで、製造業者が、製造にあたって適切な設計が可能となり、製品の品質の向上や作業者の安全性の確保を図ることができる。海事産業では、その生産性革命を実現する具体的施策として、アシストスーツ等人間の身体能力を高めるための装備の実用化・普及が必要とされており、造船業における産業競争力の強化が期待できる。

4. 主な改正項目

JIS C 0920 を引用している箇条 2（引用規格）および 6.2.2（水に対する保護）

5. 対応国際規格との整合性

無し

6. 担当分科会

追補につき担当分科会は設置せず、事務局が担当する。

7. 原案作成期間（予定）

2026年2月27日 ～ 次回標準部会開催まで（2026年9月又は10月）

JIS F 改正規格原案作成作業への着手（案）その 5

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 7103 船用機関入口用潤滑油管系及び燃料油管系のこし器（改正）

2. 規格概要

この規格は、船用機関の潤滑油管系及び燃料油管系に使用する機関入口用自己洗浄式こし器並びに非洗自己洗浄式こし器（以下、こし器という。）の種類、装備基準及び表示について規定する。

3. 改正の目的と期待・効果

【目的】

船用機関の潤滑油管系及び燃料油管系に使用するこし器の種類、装備基準及び表示について規定したものであるが、前回の改正以降、引用している JIS が廃止されているため、実態に合わせるために、改正する必要がある。

【期待・効果】

改正によって、引用規格との不整合が解消され、実態に即した内容となるため、こし器の品質向上に寄与することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 こし器の種類
- 5 こし器の管系統別の使用基準
- 6 こし器に装備する附属品
- 7 こし器の予備品
- 8 こし器の性能
- 9 表示
- 10 装備計画
- 11 船内装備の注意事項

5. 対応国際規格との整合性

無し

6. 担当分科会

バルブ及びこし器分科会

7. 原案作成期間（予定）

2026年2月27日 ～ 次々回標準部会開催まで（2027年2月又は3月）

JIS F 改正規格原案作成作業への着手（案）その 6

1. 規格番号及び規格名称
JIS F 7207 船用油こしの金網の使用基準（改正）

2. 規格概要

この規格は、船に使用するこし金網の使用基準について規定する。

3. 改正の目的と期待・効果

【目的】

船に使用するこし金網の使用基準について規定したものであるが、前回の改正以降、引用している JIS が制定又は廃止されているため、実態に合わせるために、改正する必要がある。

【期待・効果】

改正によって、引用規格との不整合が解消され、実態に即した内容となるため、船用油こしの金網の品質向上に寄与することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

- 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 金網の種類及び材料
- 5 船用油こしの金網の管系統別の適用

附属書 A（参考）船用油こしの金網の管系統別の適用

5. 対応国際規格との整合性

無し

6. 担当分科会

バルブ及びこし器分科会

7. 原案作成期間（予定）

2026年2月27日 ～ 次々回標準部会開催まで（2027年2月又は3月）

JIS F 改正規格原案作成作業への着手（案）その 7

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 7220 船用鋳鉄 Y 形こし（改正）

2. 規格概要

この規格は、船舶機関部の減圧弁、ドレントラップ、抽気エゼクタなどの入り口側に用いる鋳鉄 Y 形こし（以下、Y 形こしという。）について規定する。

3. 改正の目的と期待・効果

【目的】

船舶機関部の減圧弁、ドレントラップ、抽気エゼクタなどの入り口側に用いる Y 形こしについて規定したものであるが、前回の改正以降、引用している JIS が改正又は廃止されたほか、Y 形こしの面間寸法の数値に、前回改正時に誤記が生じたことが報告されたことから、実態に合わせるために、改正する必要がある。

【期待・効果】

改正によって、引用規格との不整合が解消され、実態に即した内容となるため、船用鋳鉄 Y 形こしの金網の品質向上に寄与することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 種類
- 5 流体の状態と最高使用圧力の関係
- 6 構造、形状及び寸法
- 7 材料
- 8 検査
- 9 製品の呼び方
- 10 表示

5. 対応国際規格との整合性

無し

6. 担当分科会

バルブ及びこし器分科会

7. 原案作成期間（予定）

2026 年 2 月 27 日 ～ 次々回標準部会開催まで（2027 年 2 月又は 3 月）

JIS F 改正規格原案作成作業への着手（案） その 8

1. 規格番号及び規格名称

JIS F 8442 特殊形カーゴランプ（改正）

2. 規格概要

この規格は、石炭を輸送する船に用いる電圧 250 V 以下の特殊形のカーゴランプについて規定している。

3. 改正の目的と期待・効果

【必要性】

この規格は、石炭を輸送する船に用いる電圧 250 V 以下の白熱電球を光源とする特殊形のカーゴランプについて規定している。

「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」の結果を受け、全ての一般照明用の蛍光ランプ（蛍光灯）の製造と輸出入は、段階的に規制され 2028 年 1 月 1 日以降は全て禁止となる。

一方で、この規格を含めて船内照明に関する既存 JIS F には、未だに蛍光灯や白熱球を主体とした規格となっている。このため、LED の要件を追加することを目的として、改正の必要がある。

【期待効果】

この改正によって、特殊形のカーゴランプの市場の実態に即した規格とすることになり、特殊形のカーゴランプの設計、製造、及び取引の合理化、品質向上に資することが期待できる。

4. 規定する箇条の構成（主な規定項目）

- 1 適用範囲
- 2 引用規格
- 3 用語及び定義
- 4 性能
- 5 構造
- 6 材料
- 7 防食処理、電食防止及び表面処理
- 8 試験及び検査
- 9 製品の呼び方
- 10 表示
- 11 適合電球及び適合 LED モジュールの表示
- 12 取扱い上の注意事項
- 13 警告表示

5. 対応国際規格との整合性

対応国際規格無し。

6. 担当分科会

電気設備分科会／船内照明 JIS 検討 WG

7. 原案作成期間（予定）

2026年2月27日 ～ 次回標準部会開催まで（2026年9月又は10月）開催まで

以 上